

議案第61号

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年12月27日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

地方公務員法改正に伴い、世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則を一部改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則（平成2年3月世田谷区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「同法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員を」を「ものを」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「新法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の規定を適用する。

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則 平成2年3月28日世教委規則第2号</p> <p>改正</p> <p>平成4年7月15日世教委規則第12号 平成6年3月14日世教委規則第2号 平成7年3月15日世教委規則第1号 平成8年3月29日世教委規則第3号 平成9年3月27日世教委規則第4号 平成10年3月31日世教委規則第6号 平成11年3月24日世教委規則第10号 平成12年3月31日世教委規則第9号 平成12年6月30日世教委規則第24号 平成13年1月5日世教委規則第1号 平成13年3月30日世教委規則第5号 平成14年3月29日世教委規則第7号 平成15年3月31日世教委規則第3号 平成17年3月25日世教委規則第7号 平成18年3月29日世教委規則第11号 平成19年3月23日世教委規則第4号 平成19年3月30日世教委規則第11号 平成19年10月26日世教委規則第16号 平成20年3月28日世教委規則第8号 平成22年3月26日世教委規則第3号 平成24年3月30日世教委規則第1号 平成25年3月29日世教委規則第2号 平成26年3月28日世教委規則第5号</p>	<p>○世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則 平成2年3月28日世教委規則第2号</p> <p>改正</p> <p>平成4年7月15日世教委規則第12号 平成6年3月14日世教委規則第2号 平成7年3月15日世教委規則第1号 平成8年3月29日世教委規則第3号 平成9年3月27日世教委規則第4号 平成10年3月31日世教委規則第6号 平成11年3月24日世教委規則第10号 平成12年3月31日世教委規則第9号 平成12年6月30日世教委規則第24号 平成13年1月5日世教委規則第1号 平成13年3月30日世教委規則第5号 平成14年3月29日世教委規則第7号 平成15年3月31日世教委規則第3号 平成17年3月25日世教委規則第7号 平成18年3月29日世教委規則第11号 平成19年3月23日世教委規則第4号 平成19年3月30日世教委規則第11号 平成19年10月26日世教委規則第16号 平成20年3月28日世教委規則第8号 平成22年3月26日世教委規則第3号 平成24年3月30日世教委規則第1号 平成25年3月29日世教委規則第2号 平成26年3月28日世教委規則第5号</p>

改正後	改正前
<p>平成27年 3月27日世教委規則第10号 平成28年 2月26日世教委規則第 1号 平成30年 3月30日世教委規則第 7号 平成30年 9月 7日世教委規則第12号 令和元年12月13日世教委規則第19号 令和 2年 3月24日世教委規則第11号 令和 3年 3月29日世教委規則第 3号 <u>令和 4年12月27日世教委規則第〇号</u></p>	<p>平成27年 3月27日世教委規則第10号 平成28年 2月26日世教委規則第 1号 平成30年 3月30日世教委規則第 7号 平成30年 9月 7日世教委規則第12号 令和元年12月13日世教委規則第19号 令和 2年 3月24日世教委規則第11号 令和 3年 3月29日世教委規則第 3号</p>
<p>世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則 (設置)</p>	<p>世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則 (設置)</p>
<p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に必要な非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。</u>以下「職員」という。）を置く。</p>	<p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に必要な非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）を置く。</p>
<p>2 職員の職、任用、分限、服務等については、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。 (職及び職務)</p>	<p>2 職員の職、任用、分限、服務等については、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。 (職及び職務)</p>
<p>第2条 職員の職及び職務は、別表第1のとおりとする。 (欠格条項)</p>	<p>第2条 職員の職及び職務は、別表第1のとおりとする。 (欠格条項)</p>
<p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員となることができない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 東京都又は世田谷区において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に</p>	<p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員となることができない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 東京都又は世田谷区において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に</p>

改正後	改正前
<p>成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (任命)</p>	<p>成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (任命)</p>
<p>第4条 職員は、別表第2の左欄に定める職の区分に応じ、同表の右欄に定める資格を有する者のうちから委員会が任命する。 (任用期間等)</p>	<p>第4条 職員は、別表第2の左欄に定める職の区分に応じ、同表の右欄に定める資格を有する者のうちから委員会が任命する。 (任用期間等)</p>
<p>第5条 職員の任用期間は、1年以内とする。ただし、再度任用することを妨げない。 (服務)</p>	<p>第5条 職員の任用期間は、1年以内とする。ただし、再度任用することを妨げない。 (服務)</p>
<p>第6条 職員は、職務に専念しなければならない。 2 職員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。 3 職員は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 (免職)</p>	<p>第6条 職員は、職務に専念しなければならない。 2 職員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。 3 職員は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 (免職)</p>
<p>第7条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずる。 (1) 職務実績が良くないとき。 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (3) 職員としてふさわしくない非行のあったとき。 (4) 予算の減少その他委員会の都合により設置の必要がなくなったとき。 (委任)</p>	<p>第7条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずる。 (1) 職務実績が良くないとき。 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (3) 職員としてふさわしくない非行のあったとき。 (4) 予算の減少その他委員会の都合により設置の必要がなくなったとき。 (委任)</p>
<p>第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が定める。 付 則 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。 2 次に掲げる規則は、廃止する。</p>	<p>第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が定める。 付 則 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。 2 次に掲げる規則は、廃止する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 世田谷区社会教育指導員の設置に関する規則（昭和50年7月東京都世田谷区教育委員会規則第5号）</p> <p>(2) 世田谷区学芸員及び解説員の設置に関する規則（昭和50年7月東京都世田谷区教育委員会規則第6号）</p> <p>(3) 世田谷区教育相談員の設置に関する規則（昭和50年7月東京都世田谷区教育委員会規則第8号）</p> <p>(4) 世田谷区立幼稚園教育補助員の設置に関する規則（昭和56年4月東京都世田谷区教育委員会規則第3号）</p> <p>(5) 世田谷区生活指導相談員の設置に関する規則（昭和56年4月東京都世田谷区教育委員会規則第4号）</p> <p>(6) 世田谷区治療教育指導員の設置に関する規則（昭和56年4月東京都世田谷区教育委員会規則第5号）</p> <p>(7) 世田谷区伝統工芸指導員の設置に関する規則（平成元年3月東京都世田谷区教育委員会規則第6号）</p> <p>(8) 世田谷区図書館嘱託員の設置に関する規則（平成元年3月東京都世田谷区教育委員会規則第7号）</p> <p>附 則（平成4年7月15日世教委規則第12号） この規則は、平成4年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成6年3月14日世教委規則第2号） この規則は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月15日世教委規則第1号） この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年3月29日世教委規則第3号） この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年3月27日世教委規則第4号） この規則は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成10年3月31日世教委規則第6号） この規則は、平成10年4月1日から施行する。</p>	<p>(1) 世田谷区社会教育指導員の設置に関する規則（昭和50年7月東京都世田谷区教育委員会規則第5号）</p> <p>(2) 世田谷区学芸員及び解説員の設置に関する規則（昭和50年7月東京都世田谷区教育委員会規則第6号）</p> <p>(3) 世田谷区教育相談員の設置に関する規則（昭和50年7月東京都世田谷区教育委員会規則第8号）</p> <p>(4) 世田谷区立幼稚園教育補助員の設置に関する規則（昭和56年4月東京都世田谷区教育委員会規則第3号）</p> <p>(5) 世田谷区生活指導相談員の設置に関する規則（昭和56年4月東京都世田谷区教育委員会規則第4号）</p> <p>(6) 世田谷区治療教育指導員の設置に関する規則（昭和56年4月東京都世田谷区教育委員会規則第5号）</p> <p>(7) 世田谷区伝統工芸指導員の設置に関する規則（平成元年3月東京都世田谷区教育委員会規則第6号）</p> <p>(8) 世田谷区図書館嘱託員の設置に関する規則（平成元年3月東京都世田谷区教育委員会規則第7号）</p> <p>附 則（平成4年7月15日世教委規則第12号） この規則は、平成4年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成6年3月14日世教委規則第2号） この規則は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月15日世教委規則第1号） この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年3月29日世教委規則第3号） この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年3月27日世教委規則第4号） この規則は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成10年3月31日世教委規則第6号） この規則は、平成10年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成24年 3 月30日世教委規則第 1 号） この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年 3 月29日世教委規則第 2 号） この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年 3 月28日世教委規則第 5 号） この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年 3 月27日世教委規則第10号） この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年 2 月26日世教委規則第 1 号） この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年 3 月30日世教委規則第 7 号） この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年 9 月 7 日世教委規則第12号） この規則は、平成30年 9 月10日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年12月13日世教委規則第19号） この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 第 8 条の改正規定 公布の日</p> <p>（2） 第 1 条第 1 項の改正規定 令和 2 年 4 月 1 日</p> <p>附 則（令和 2 年 3 月24日世教委規則第11号） この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 3 年 3 月29日世教委規則第 3 号） この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和 4 年12月28日世教委規則第〇号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法</u></p>	<p>附 則（平成24年 3 月30日世教委規則第 1 号） この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年 3 月29日世教委規則第 2 号） この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年 3 月28日世教委規則第 5 号） この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年 3 月27日世教委規則第10号） この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年 2 月26日世教委規則第 1 号） この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年 3 月30日世教委規則第 7 号） この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年 9 月 7 日世教委規則第12号） この規則は、平成30年 9 月10日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年12月13日世教委規則第19号） この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 第 8 条の改正規定 公布の日</p> <p>（2） 第 1 条第 1 項の改正規定 令和 2 年 4 月 1 日</p> <p>附 則（令和 2 年 3 月24日世教委規則第11号） この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 3 年 3 月29日世教委規則第 3 号） この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>

改正後	改正前												
<p><u>律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「新法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の規定を適用する。</u></p>													
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 619 434 667">職</th> <th data-bbox="443 619 1061 667">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 673 434 756">教育参与</td> <td data-bbox="443 673 1061 756">教育施策に係る専門的な見地からの進言又は助言に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 762 434 887">教育国際交流専門員</td> <td data-bbox="443 762 1061 887">教育における国際交流に係る専門的な見地からの情報の収集、助言、交渉等に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	教育参与	教育施策に係る専門的な見地からの進言又は助言に関すること。	教育国際交流専門員	教育における国際交流に係る専門的な見地からの情報の収集、助言、交渉等に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 619 1440 667">職</th> <th data-bbox="1449 619 2067 667">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1178 673 1440 756">教育参与</td> <td data-bbox="1449 673 2067 756">教育施策に係る専門的な見地からの進言又は助言に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 762 1440 887">教育国際交流専門員</td> <td data-bbox="1449 762 2067 887">教育における国際交流に係る専門的な見地からの情報の収集、助言、交渉等に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	教育参与	教育施策に係る専門的な見地からの進言又は助言に関すること。	教育国際交流専門員	教育における国際交流に係る専門的な見地からの情報の収集、助言、交渉等に関すること。
職	職務												
教育参与	教育施策に係る専門的な見地からの進言又は助言に関すること。												
教育国際交流専門員	教育における国際交流に係る専門的な見地からの情報の収集、助言、交渉等に関すること。												
職	職務												
教育参与	教育施策に係る専門的な見地からの進言又は助言に関すること。												
教育国際交流専門員	教育における国際交流に係る専門的な見地からの情報の収集、助言、交渉等に関すること。												
別表第2（第4条関係）	別表第2（第4条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 954 434 1002">職</th> <th data-bbox="443 954 1061 1002">任用の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 1008 434 1126">教育参与</td> <td data-bbox="443 1008 1061 1126">別表第1に掲げる教育参与の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1133 434 1257">教育国際交流専門員</td> <td data-bbox="443 1133 1061 1257">別表第1に掲げる教育国際交流専門員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者</td> </tr> </tbody> </table>	職	任用の資格	教育参与	別表第1に掲げる教育参与の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者	教育国際交流専門員	別表第1に掲げる教育国際交流専門員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 954 1440 1002">職</th> <th data-bbox="1449 954 2067 1002">任用の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1178 1008 1440 1126">教育参与</td> <td data-bbox="1449 1008 2067 1126">別表第1に掲げる教育参与の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 1133 1440 1257">教育国際交流専門員</td> <td data-bbox="1449 1133 2067 1257">別表第1に掲げる教育国際交流専門員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者</td> </tr> </tbody> </table>	職	任用の資格	教育参与	別表第1に掲げる教育参与の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者	教育国際交流専門員	別表第1に掲げる教育国際交流専門員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者
職	任用の資格												
教育参与	別表第1に掲げる教育参与の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者												
教育国際交流専門員	別表第1に掲げる教育国際交流専門員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者												
職	任用の資格												
教育参与	別表第1に掲げる教育参与の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者												
教育国際交流専門員	別表第1に掲げる教育国際交流専門員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者												